

館山市UIJターンによる起業・就業者創出事業移住支援金のご案内（概要）

館山市では、移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消のため、東京23区（在住者又は通勤者）から館山市に移住し、千葉県が対象として登録した中小企業等に就業した方や特定分野で起業する方に移住支援金を交付しています。

①交付対象者

移住支援金の申請をしようとする者は、次の(1)の要件に該当し、かつ、(2)又は(3)の要件に該当すること。また、2人以上の世帯の申請の場合は、それらに加え、(4)の要件に該当すること。

(1) 次のア、イ及びウのすべてに該当すること。

ア 次に掲げる移住元に関する要件のすべてに該当すること。

(ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

※1 東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県）のうちの条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

イ 次に掲げる移住先に関する要件のすべてに該当すること。

(ア) 平成31年4月5日以後に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から、引き続き5年以上本市に居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる要件のすべてに該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。

(イ) 次のいずれかに該当する行為をした者でないこと。

- a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

- b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- c 千葉県及び本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (エ) 日本人であること、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (オ) 館山市移住定住促進助成金交付要綱による交付を受けたことがないこと。
- (カ) 市税を完納していること。
- (キ) その他市長が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職の場合、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域^{※2}に所在すること。

※2 千葉県内の条件不利地域

館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

イ 就業先が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上引き続いて在職していること。

オ イの求人への応募日が移住支援金の対象移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

カ 当該法人に移住支援金の申請日から引き続き5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業支援金の交付の決定を受けた者の場合、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

ア (1)に掲げる要件のすべてに該当すること。

イ 移住支援金の申請日において、1年以内に起業支援金の交付の決定を受けていること。

(4) 2人以上の世帯の場合は、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- ア 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が移住元において同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者と同一の世帯に属する者が平成31年4月5日以後転入をしたこと。
- ウ 申請者と同一の世帯に属する者の申請時における転入後の期間が3か月以上1年以内であること。
- エ 申請者と同一の世帯に属する者が(1)ウ(ア)から(ウ)まで並びに(オ)及び(カ)のすべてに該当すること。

②移住支援金の額

単身世帯 60万円

2人以上の世帯 100万円

③交付申請に必要な書類

交付申請は、別紙の「移住支援金交付申請書」(第1号様式)に、次の書類を添えて申請してください。なお、提出は当該年度の2月末日まで(当該日が休日である場合には、休日の翌日)とします。

(1) 全員が提出する書類

1	本人確認書類 (写真付き身分証明書等の提示により本人確認できる書類)	
2	世帯員全員の住民票の写し (館山市役所市民課で交付を受けてください)	
3	移住元の住民票の除票の写し (移住元での居住地及び居住期間を確認できる書類)	
4	館山市の市税に滞納がないことを証する書類(第2号様式) (館山市役所市民課で証明を受けてください)	

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類

1	東京23区で就業していた企業等の就業証明書(第3号様式) (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	
---	--	--

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類

1	開業届出済証明書等 (移住元での勤務地を確認できる書類)	
2	個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)	

(4) 就職に関する要件に該当する申請者

1	就業先企業等の就業証明書（第3号様式） （雇用形態、応募日等を確認できる書類）	
---	--	--

(5) 起業支援金の交付決定を受けている者

1	起業支援金交付決定通知書 （公益財団法人千葉県産業振興センターより通知されたもの）	
---	--	--

(6) 2人以上の世帯の申請の場合

1	移住元の住民票の除票の写し （申請者と同じ世帯に属する者全員の移住元での居住地及び居住期間を確認できる書類）	
---	---	--

④交付決定及び交付請求

(1) 交付申請書の内容を審査の上、移住支援金を交付の可否を決定し、「交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）」により通知します。

(2) 移住支援金の交付が決定した場合、申請から3か月以内に「移住支援金交付申請書（第1号様式）」へ記入の口座へ移住支援金が振り込まれます。

⑤返還請求

交付決定者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、返還請求をいたします。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではありません。

①次のいずれかに該当する場合 **移住支援金の全額**

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

②移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合 **移住支援金の半額**

申請・問合せ先

館山市雇用商工課雇用定住係 〒294-0036 館山市館山1564-1 “渚の駅” たてやま内

TEL 0470-22-3136 / FAX 0470-24-2404

メール shoukan@city.tateyama.chiba.jp